

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

February, 2011

なごみ便り

www.101dog.co.jp

3月15日が締め切りです!!



2月となり、確定申告の時期が近づいてきました。確定申告は意外と身近なものです。自分が確定申告の義務者かどうか下記のチェックリストでご確認ください。面倒なことは後回しにしていまいがちですが、早く申告すれば、延滞税の心配はなく、還付を受ける方はそれだけ還付金を受け取れる時期が早くなります。確定申告書の提出は、本年は**3月15日(火曜日)**が期限となります。

確定申告チェックリスト

確定申告が必要な方は次の通りです。

給与が2000万円を超えている	株式投資(FXも含む)などを行っている
2ヵ所以上から給与を得ている	退職時に申告書を提出していない
年末調整をしていない	マイホームをローンで購入し居住を開始した(初年度)
給与所得者で給与以外の所得が20万円を超える	災害や盗難、横領等の損害を受けた
不動産を所有し賃料収入がある(所得20万円超)	国・地方団体等の特定の団体へ寄付をした
不動産等の譲渡があった(所得20万円超)	年末調整後扶養親族等に異動があった
個人で事業を行っており売上がある(所得20万円超)	多額に医療費を支払った

・副収入の申告漏れ(~)

例えば、インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得についても、原則合わせて申告する必要がありますが、所得金額、つまり総収入金額から必要経費を控除した金額(副収入が複数ある場合はそのすべての合計額)が20万円以下の場合、申告の必要がないということです。

・一時所得の申告漏れ

生命保険契約に基づく一時金、懸賞金はもちろんですが、今年はエコカー補助金とエコポイント(ポイント相当額)も注意してください。ただし特別控除額50万円があります。

・医療費について、再度確認()

医療費の支払総額が10万円に達していなくても、総所得が200万円以下で、医療費がその5%以上となっている場合は控除されます。医療費の合計は同じ所に住んでいなくても、家族に仕送りなどをして生計を一にしていれば、その分もカウントされるので、かかった金額は必ず調べるようにしてください。



お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

〔医療費控除の判定表〕

	対象となるもの	対象とならないもの
治療 ・ 療養	医師に支払った診療・治療費 治療のためのはり・きゅう師等の費用 異常が見つかり治療を受けることになった場合の健康診断費用	診断書の作成費用 予防接種の費用 異常が見つからなかった場合の健康診断費用
歯科	虫歯の治療、入れ歯の費用 治療としての歯科矯正	美容のための歯科矯正
医薬品	医師の処方箋により薬局で購入した医薬品 病気や怪我の治療のため購入した市販の医薬品	疲労回復、健康増進のために購入したビタミン剤
入院 ・ 通院	通院や入院のための交通費(公共機関) 電車等で移動が困難な場合のタクシー代 通院のために必要な松葉杖等の費用	通院や入院のための自家用車の燃料代 自己都合で希望する差額ベッド代 入院のための寝具、洗面具の費用 入院時に支払うテレビや冷蔵庫の賃料
出産	妊娠中の定期健診、出産費 不妊治療費、人工授精の費用	無痛分娩のための講座受講料
その他	医師の証明がある場合のおむつ使用料 医師の証明がある場合のケアハウス利用料	通常のメガネ・コンタクトの購入費 補聴器の購入費 転地療養のための費用

3月15日の期限に遅れてしまうと・・・

確定申告をしなければならない人が申告納税をしないと、納付すべき所得税に、非常に高い金利の加算税・延滞税等の税金が加算されます。

また、「青色」で申告している事業所得・不動産所得のある人が、期限内に申告しなければ青色申告控除(65万円又は10万円)が適用されないか、又は承認まで取り消されることがあります。

以上の理由からも、必ず期限内に確定申告をしましょう。

(参考) 確定申告期間中、一部の税務署では、お休みの日の2/20(日)、2/27(日)の2日間、確定申告の相談・申告書の受付を行っています。

他にも、疑問点や質問等がございましたら、「税理士法人 和」までお問い合わせ下さい。

(文章担当：有澤・吉田)

～戦略MG(マネジメントゲーム)研修のご案内～

参加者全員が製造業の社長に就任し、自分の会社の経営を進め、期の終了後に決算を行い、財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら、管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、SパソのS社長はSパソを立ち上げる前に、博多でこのマネジメントゲームを受講されております。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。(06-6944-4117)